

中之島 4 丁目再生医療国際拠点検討協議会傍聴要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、中之島 4 丁目再生医療国際拠点検討協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第 2 条 傍聴を定める定員は 10 名とする。ただし、座長が必要と認めた場合については、この限りではない。

2 協議会を傍聴しようとする者は、事務局が指定する時刻から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(報道機関の特例)

第 3 条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 報道機関の取材については、会場内の所定の位置から議事の進行の妨げにならない限り、写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第 4 条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 協議会開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 全各号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し又は協議会の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第 5 条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、座長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附則

この要領は、平成 28 年 11 月 17 日から施行する。